

< 第5回 設備技術規格評価委員会 >

【日 時】 2025年 9月 3日 (水) 14:00 ~ 16:00

【場 所】 溶接会館ホールおよび Web 会議 (Teams)

- 【議 事】
1. 出席者、議題の確認
  2. 前回（第4回）議事要録（案）について 【審議】
  3. 第29回 高圧ガス小委員会における民間規格評価機関の報告について 【連絡】  
経済産業省 産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室長 牟田 徹 様
  4. 民間規格の評価 【審議】

WES 9801 : 2025 「特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）」

5. パブリックコメント公募案 【審議】
6. 規則、要領の改正 【審議】
7. 連絡事項
  - (1) 次回委員会の審議事項
  - (2) その他

- 【資 料】
- 1 - 1 出席者リスト
  - 2 - 1 第4回 設備技術規格評価委員会 議事要録（案）
  - 3 - 1 なし
  - 4 - 1 技術評価書（附属書1含む）（案）
    - 2 資料1 設備技術規格評価委員会 委員名簿および利害関係等の確認結果
    - 3 資料2 添付資料1～6（別添1～14）
    - 4 資料3 技術評価書（案）に対する設備技術規格評価委員会の意見聴取結果
  - 5 - 1 保安検査の方法としての民間規格に関する意見募集（パブリックコメント）について（案）
  - 6 - 1 設備技術規格評価委員会 規則 改正前後対比表
    - 2 設備技術規格評価委員会 規則 改正案(20250903)
    - 3 情報公開等に係わる要領 改正前後対比表
    - 4 情報公開等に係わる要領 改正案(20250903)
    - 5 異議等申立対応要領 改正前後対比表
    - 6 異議等申立対応要領 改正案(20250903)

## 【議事要旨】

(菅田委員長)第5回 設備技術規格評価委員会を開催します。まず、事務局より本日の出席状況及び議事についてご説明いただきます。

### 1. 出席者、議題の確認

(事務局) 出席者の確認です。岩崎委員がリモート出席で、昆野委員が欠席されていますが委員長へ委任するということで委任状をいただいております。渡委員がリモート出席でございます。

経済産業省高圧ガス保安室様より、牟田室長、山田室長補佐ならびに中嶋室長補佐の3名が来られております。

本日審議する民間規格の申請団体より石崎部会長以下6名参加されていますが、そのうち増子委員がTeamsで参加されています。

傍聴者はTeamsで参加されている方もおられます、ここでは対面で参加されている方のみ紹介させていただきます。プロセス評価委員会の委員長である宮崎裕子様、外部評価委員会の委員長である阪上隆英様、プロセス評価委員会の委員である山内健太郎様は取材目的を兼ねて傍聴されますが、取材は全体写真の撮影など審議の障害とならない範囲でお願いしております。溶接協会から金子部長に傍聴していただいております。

続きまして、議題の確認です。現在、1番目の出席者と議題の確認を行っておりますが、2番目は前回(第4回)委員会の議事要録(案)について審議いたします。3番目は第29回高圧ガス小委員会における民間規格評価機関の報告について、ということで経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長の牟田徹様から連絡していただきます。4番目は民間規格の評価を行います。5番目は4番目の審議の後にパブリックコメントを実施することになりますので、公募要領(案)を審議していただきます。6番目は規則、要領の改正の審議事項となります。7番目の連絡事項ですが、(1)の次回委員会での審議事項は、もし有ればということになります。

資料は1-1から6-6までですが、資料の先頭の番号と議事の番号は合わせてありますが、議事3では資料は無いということですので資料3は欠番扱いしております。

事務局からは以上となります。

### 2. 前回(第4回)議事要録(案)について 【審議】

(菅田委員長) ありがとうございました。それでは2番目の議事で前回(第4回)議事要録(案)についてということでお願いします。

(事務局) 既にこの議事要録(案)につきましては、委員の皆様にレビューしていただいておりますので、この場ではそのコメントに対する修正についてのみ報告させていただきたいと思います。コメントは2点ございました。

1点目は、事務局の資料2-3(資料3-3の言い間違い)に関する記述の後半にある「…することで対応してきましたが、…。」の「た」が抜けておりましたので追記しました。2点目ですけれども、菅田委員長の事業計画に関するご発言で「…お願いいたします。」に余計

な”し”が記載されていましたので削除しました。

事前の皆さんのご確認では、以上2点についてご連絡いただいておりますが、もし他にコメントがありましたらお願いしたいと思います。

(菅田委員長) 特にございませんでしょうか。それでは、これを持ちまして第4回の議事要録とさせていただきます。ありがとうございました。

### 3. 第29回 高圧ガス小委員会における民間規格評価機関の報告について【連絡】

(菅田委員長) それでは続きまして3番目の議題です。第29回 高圧ガス小委員会における民間規格評価機関の報告について、ということで牟田室長の方からよろしくお願ひいたします。

(牟田室長) 経済産業省高圧ガス保安室長の牟田でございます。議題3. についてご説明させていただきたいと思います。資料の方は準備しておりませんので、口頭にてご説明させていただきたいと思います。

ご承知の方も多いかと思いますが、先般7月24日に経済産業省の方で高圧ガス小委員会を開催いたしました。そちらの方で、こちらの民間規格評価機関の令和6年6月28日から令和7年4月30日の民間規格を承認された1年間の活動につきまして、国の内規に基づく民間規格評価機関の要件に則りまして適切に運用されているということを高圧ガス小委員会の方に報告をさせていただきましたので、その旨をこちらの方でもご連絡させていただくものでございます。

詳細については、高圧ガス小委員会の資料はホームページに載ってございますし、また説明も全部YouTubeで録画もされてございますので、関心があればそちらの方をご覧いただければと思います。

ポイントを申し上げますと、昨年6月より本制度を開始して7月24日が最初の審議会報告でございまして、国としても引き続き民間規格評価機関の委員会の立会い等を行っていくとともに、年に1回の確認および高圧ガス小委員会への報告を行っていくということをお話ししております。

特に国としてということで申し上げましたが、内規の要件としてもお示しをしているところではございますが、高圧法の新たな取り組みとして、この制度が定着し信頼を得ていくためには、何よりも公平公正な評価プロセスの実施、また、そのための組織の構築すなわち民間規格評価機関の委員皆様のお一人お一人が専門家としての矜持にもとづいた評価、判断を行っていただくことが極めて重要だと考えているということをお話ししてございます。引き続き、そうした観点も含めまして、民間規格評価機関の確認を行っていきたいということをお話ししてございます。

また、実務的な観点ということで2点、高圧ガス小委員会の中でお話しをしております。

まず1点目は、本制度が対象としている保安検査の方法は、適合以上を求める技術基準や設備変更に係る許可、届出などの諸手続きが相互に複雑に関係していることから、これらとの関係性については特に慎重に確認を行っていきたいとお伝えしております。

2点目としましては、本制度で承認された民間規格等につきましては、事業者や自治体等が

深く理解して適切に使っていただくということが出来ますように、事業者や自治体等への周知や広報活動が重要でございまして、こうした周知や広報活動がしっかりと行われますようにお願いしてまいりたいということを、高圧ガス小委員会でお話しをしております。

また、この1年間の活動を振り返りまして、民間規格評価機関の活動は海外において知見が集積されている API や ASME 規格の最新情報を把握しまして、こうした海外規格の要素を取り入れた民間規格の確認、評価を的確に行い、そういう点において民間規格を迅速かつ機動的に保安検査の方法に位置付けるという本制度の主旨に合ったものだと受け取れているということを高圧ガス小委員会の方で報告をしているところでございます。

こういった形で高圧ガス小委員会の方へ報告をしておりまして、今後とも、この制度を活用し高度な自主保安を実現していくために、この制度が目的に沿って適切に機能するよう国として継続的に関与していきたいということを高圧ガス小委員会の方で報告しておりますので、こちらの方でもその旨ご連絡をさせていただきたいと思います。全て口頭でお話ししてしまいましたが、経済産業省のホームページの方で YouTube もありますし、議事録もまもなく掲載される予定でございますので、ぜひ詳細はそちらの方をご覧いただければと思います。議事 3.につきまして、当方からは以上でございます。

(菅田委員長) 牟田室長どうもありがとうございました。

#### 4. 民間規格の評価【審議】

(菅田委員長) それでは4番目の審議ですけれども、民間規格の評価ということで WES 9801 : 2025 の規格についての審議をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局) 審議に入っていただくにあたり確認ですけれども、当委員会での審議ということで成果物として技術評価書、既に皆さんには事前に確認していただいているが、この技術評価書を策定していただき、技術評価書の中で当該規格の評価をしていただいて、この後、承認されればパブリックコメントの手続きに移行していくということになります。この技術評価書を最終的に策定していただくというのが、この委員会での審議結果ということになります。

本日は、皆様からいただいたご意見への対応について確認させていただきますが、その前に規格の評価申請をされた団体様の方から、今回の規格は昨年評価していただいた規格の改正版ということになりますが、その主な改正内容について説明したいと申し出がありましたので、審議の前に既に皆様が確認されている別添3の資料をもとに、およそ10分程度ということでお願いしております。申請団体の増子さんお願いします。

(増子主査) 本日は Teams 参加となり申し訳ございませんでした。規格原案作成委員会の方で規格を作成しております増子と申します。よろしくお願ひいたします。既に規格の内容を見ていただいているので、別添3の中でも規格の改正点についてのみ簡単にご説明させていただきます。

資料では、背景としてそもそも保安検査とはどういうものかということと、この規格の作成経緯を最初にご説明しています。2番として規格の改正点ということになっておりまして、背景のところは説明を割愛させていただきます。

それでは主な改正点について簡単に説明させていただきます。改正点は大きく2点ございま

して、まず1つが気密試験方法の明確化ということで、初版のWES 9801:2024の中で気密試験方法を規定しているのですけれども、その際にASMEを参考に脆性破壊を防止するために実流体で段階的に昇圧して確認する方法ということで、段階法という方法を規定しています。

この段階法を規定したのですけれども、保安検査の方法の中には3箇所試験方法の記載がございまして、1つはガス設備、もう1つは高圧ガス設備、3つ目が導管の3箇所に記載があります。全ての設備に対して段階法を使えるという規定にしたつもりではあったのですが、それぞれの記載場所に明確に段階法の記載が無かったということで、今回改めて明確に記載の無かったA.4.1のガス設備、A.7.1.5の導管のところに段階法を適用出来ると追記させていただきました。加えて、同じ気密試験方法に対して、違う日本語のニュアンスで記載されているところがありましたので、この機会に同じような表現に修正をさせていただきました。

気密試験方法の2つ目は、動機器の気密試験方法です。動機器は軸封部というのがあります、停止状態でガスで昇圧すると軸封部から漏洩するという構造的なところがございまして、実流体でしかテストが出来ないということで、これに対しては先ほどご説明しました段階法の一部だということで記載していたのですけれども、段階法だと実流体で段階的に昇圧するとどうしても読めてしまうので、動機器の場合は運転すると一気に昇圧されるので、そういう意味では同じ実流体テストでも若干違うということで、改めて動機器については段階的にではなく、実流体で試験を行うという従来からの方法であることが判るように記載しています。

大きな2つ目が外部検査による内部検査の代替に関する判断方法ということで、初版ではAPI 510を参考に過去の内部検査で減肉速度が低いとか、余寿命が長いとか一定の条件を満たせば、内部検査を外部からの非破壊検査で代替出来るという検査方法を規定しました。元々、APIには同じような腐食環境の場合は、同じような腐食環境の設備の検査結果でこの判断が出来るという規定が有ったのですけれども、初版の段階では、まだ充分に理解しきれていないこの類似機器の扱いを規定していませんでしたが、今回、その点を整理できましたので、改めて類似機器の検査結果で判断出来るという文言を下の赤字部分（別添3ページ11 A.4.3.3.3d）項の前文の後半部分）を追記しました。この類似機器の判断についてもWES 9802の本文・解説の方に、こういったものを類似機器と扱うということで規定をしています。

続きまして大きな3点目ですけれども、溶接補修について初版では肉盛り溶接補修だけを規定していたのですけれども、肉盛り溶接補修だけを規定しているのもおかしいところもあるので、今回は維持基準ということで溶接補修全般を規定しました。全般を規定するにあたって、公的な規格としてはASMEもありますが、国内の溶接協会規格のWESもありますので、基本的にはASMEとWESの両方を使えるようにということで規定したのですけれども、当て板溶接補修については、現在、WESの方はASMEに合わせることで検討を進めているので、この規格の中ではASMEのみ適用ということにしました。また、先ほど牟田室長からご説明がありましたけれども、WES 9801は保安検査基準なので、こういった補修は許認可手続きになりますので、許認可手続きが必要だということを明確に規定しています。2つ目として、耐圧試験の免除規定を初版で規定したのですけれども、当て板溶接補修についてはASMEでは対象なのですけれども、この規格では高圧ガス保安法上の趣旨からこの免除規定の対象外としました。

本文の方では、一番最初にまず許認可手続きが必要ですと記載したうえで、今ご説明した内容を反映しています。参考ですけれども、当て板溶接補修の ASME 規格では溶接部の強度と当て板の厚さによる強度の両方を検討するという内容になっています。

大きな4つ目ですけれども、安全弁の検査周期を新たに規定しました。API 570 を参考に日本の連続運転期間、海外は概ね5年ですけれども、日本は4年ということでこの部分を日本に合わせた形で規定しています。具体的には API 570 では一般的なプロセスでは5年、作動不良に至るような腐食の恐れがないものは10年で、さらに実績があればもっと延ばしても良いという規定になっていますが、この規格では基本4年、汚れとか腐食の恐れがないことが実績で確認できているものについて最長8年まで延長可能としています。また、目視検査については、作動検査周期を適切に見直すことが出来るように1年に1回実施することとした。

最後にその他の見直し事項ですけれども、まず1つ目は、今までご説明しました4点の修正に伴い、規格の構成を一部変更しました。2つ目は、規格の問い合わせをより分かり易くするために附属書という形で改めて規定しました。3点目は、初版に対してこの評価委員会で色々コメントをいただきまして、訂正票という形でご説明していたものをこの第2版に反映させていただきました。以上です。

(事務局) ありがとうございました。今のご説明に対するご質問等、委員の方からありましたらお願いできますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、技術評価書の審議に入らせていただきたいと思います。この技術評価書に対して、事前に委員の皆様からご質問、コメントをいただいておりますので、事務局あるいは事務局で答えられないものについては申請団体様の方に確認のうえ、対応案をここ（資料3）に記載しております。この内容についても事前に皆様に配布しておりますが、この場で改めて確認させていただきたいと思います。ちなみに、質問された委員の方には、個別に回答内容をご確認いただいて、特段、異論なしということは事前に確認させていただいております。

全部で10点ありますが、私の方で内容を説明させていただきたいと思います。順番は、対象箇所、意見の内容、質問された委員、意見への対応、最終的に技術評価書の内容を修正する必要があるかどうかということを、ここで確認させていただきたいということになります。

まず1番目の別添13 WES 9801:2025 附属書AのA.6.2 安全装置について、ご質問の内容は、『C) 目視検査の周期は・・・・。検査周期に安全装置の作動に「影響がありそうな汚れ」とはどのような状態を示すのか。KHKS 0850-3:2017 6.2 安全装置では「外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常のないこと」と記載がありますが、前述又は 9802:2025 A.2.6.6 圧力逃がし装置（表A.8）のように分かり易い記載は如何でしょうか。』ということで、渡委員の方からいただいております。申請団体の方に確認させていただいた内容が、『原案の通りとします。a)が目視検査に係る記載で、c)とd)はb)作動試験および破裂板の取替（以下作動試験という）周期の詳細を規定したものです。安全装置の誤作動・不作動は作動部の汚れや腐食により発生するため、作動試験周期を過去の実績等からc)またはd)と設定したとしても、その後の作動試験や運転中の不具合等で安全装置の作動に影響のある汚れや腐食が確認された場合は、作動試験の周期を適切に見直すという趣旨です。』ということで、原案の通りとしますという内容

です。これは規格の文面に対するコメントでございますので、技術評価書には修正する該当箇所はありませんということになります。よろしいでしょうか。もし委員の方からご意見があれば隨時ご発言をいただければと思います。

それでは2番目のご意見は、別添13 WES 9802:2025 8.1.3 ガス漏れ検知に関するものですが、改めての確認ですけれども、今回の審議では WES 9801:2025 が保安検査の方法として妥当かどうかを評価していただきます。この WES 9802 は WES 9801 をサポートする規格でございますので、厳密に言えば WES 9802 を審議している訳ではございませんが、非常に関連の深い規格ということでコメントをいただいたものと理解しております。表2-ガス漏れ検知用赤外線カメラの性能基準 項目「検知（可視化）条件」内の温度について、WES 9802:2025 では ”5°C以下”、WES 9802:2024 では ”5°C以上” どちらが正しいですか、というご質問でした。渡委員からいただいております。申請団体様に確認したところ、原案の通りとしますとのことで、WES 9802 の 2024 年度版の ”5°C以上” が誤りであり、2025 年度版で ”5°C以下” に見直したもので、今回審査している WES 9801:2025 の関連規格である WES 9802:2025 には間違いはありませんということなので、技術評価書も特に修正はいたしません。よろしいでしょうか。

(申請団体事務局 佐古 浩昭 氏 (以下、佐古氏)) 発言よろしいでしょうか。

(菅田委員長) どうぞ。

(佐古氏) 申請団体の事務局を担当している佐古です。本件は、2024 年度版の間違い修正ということになりますので、解説 Q&A に反映させていただいたうえで、既に 2024 年度版を購入している方は 13 団体ございますので、それの方にはメールで解説 Q&A を送付しようと思っております。以上です。

(事務局) 今のご発言に対して何かご意見はよろしいでしょうか。ご意見は無いようですので、3番目に移りたいと思います。3番目は附属書1の項目4ということで、「規格等を踏まえた追補事項/補足事項を規定した規格体系になっており」と書かれている。資料4-3のP.165 (別添4 資料⑥) WES 9802:2024 の解説「審議中に特に問題となった事項」の a) に「この規格の規定は補足事項および例外事項を中心に構成した」と書かれているので、上記の文章にも「例外事項」と追加した方が良いのではというご意見で、これは菅田委員長の方からいただいております。事務局の方で附属書1を策定しておりますが、ご指摘の通りでございますので修正したいと思います。ご質問にはありませんが、併せて、”国内高圧ガス法”的呼称についても、別添7の記載を踏まえ修正します。具体的には、修正前は、「…API/ASME 規格を母体とし、これに対する国内高圧ガス法や JIS 規格等を踏まえた追補事項/補足事項を規定した規格体系になっており、…。」と記載していましたが、今回のご意見を受けまして、「…API/ASME 規格を母体とし、これに対する高圧ガス保安法等の関係法令や JIS 規格等を踏まえた補足事項や例外事項を規定した規格体系になっており、…。」ということで、技術評価書の関連書類である附属書1の記載を直すことで対応したいと考えます。よろしいでしょうか。

それでは4番目にいきます。附属書1の項目2について、文章中に空白が何カ所かあるという菅田委員長からのご指摘です。おそらくは事務局でのワープロソフト入力時のミスで、不必

要な空白がいくつか確認されています。改めて事務局の方で文章中の空白を探したところ、4箇所ありました。文章の内容自体に（空白は）意味は無いので、例えば、“全委員数の 1/3”の下線部に空白がありましたのでこれを詰めます。その次に、“当該カテゴリ”、“学識\_経験者”、“技術者”を第一とし”、の空白を詰めます。以上4箇所の不要な空白を削除する訂正をいたしますので、技術評価書の訂正が発生するということになります。よろしいでしょうか。

特に無いようでしたら、5番目の別添 13 WES 9801:2025 規格本文に対するコメントです。規程では「WES 9802:2024」表記されている箇所があるが、WES 9802:2025 に改正されているのではないか、という菅田委員長からのご指摘です。申請団体の方に確認させていただきました。その回答は、「原案の通りとします。解説を2部構成としており、2025年度版の主な改正点を「3 主な改正点」、2024年度版（初版）制定時の解説を「4 その他解説事項」に記載しており、WES 9802:2024 は後者での記載であり問題ありません。」というご回答でした。これは規格の本文の話になりますので、技術評価書の修正は発生いたしません。よろしいでしょうか。

特に無ければ、6番目になります。技術評価の要件2項の別添3に関連するということで、コメントの内容は「確認内容欄に引用している別添3において、別添3の表紙の年月日が空欄です。今回は第2版に対しての確認だと思いますので、初版作成時期から見直していることがわかるようになると、キーとなる資料は、日付や出所が明確なほうが、規格作成の過程のチェックとして相応しいと思います。（表紙には、第1回技術規格評価委員会とあるが、これは設備技術規格評価委員会と同じ委員会を指すのであれば、最終的に2025年9月3日が入力されるのでしょうか。）」という木下委員からのご質問でした。事務局の方で確認したことと申請団体側にも確認した内容で対応案を記載しております。まず、別添3の表紙における年月日の未記載と委員会名称の誤記につきましては、別添3の内容自体には申請された民間規格の内容との間に齟齬が無いものと判断し、申請団体に修正を求めていませんでした。今般ご質問がありましたので、改めて申請団体に確認したところ、第5回 設備技術規格評価委員会にて別添3を用いて改正内容の概要を説明したいので、表紙に年月日を記載し、委員会名称を修正した資料と差し替えたいとの申し出がありました。従いまして、本議題の冒頭に説明に使っていた資料をこの別添3に差し替えることにしたいと思います。別添3は技術評価書の関連資料の一部となっておりますので、技術評価書の修正有りとなります。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、技術評価の要件2項で「確認内容欄に引用している別添3の18ページの初版の技術規格評価委員会は、設備技術規格評価委員会とするのが良いと思います。」ということで、これも誤記となります。申請団体様より、先ほどの回答と併せて修正した資料と差し替えたいとの申し出がありましたので、この点も修正して差し替えられますので、技術評価書の修正が発生しております。よろしいでしょうか。

8番目にいきたいと思います。これも技術評価の要件2項ということで、「確認内容欄に引用している別添3の18ページに”正誤表を規格へ反映”と記載されていますが、WES 9801（2025年版）のどの部分（何ページ）に正誤表が反映されているのでしょうか。」との木下委員からのご質問です。まず差し替えられる前の別添3に記載されている正誤表は誤字につき、訂正票へ

修正した別添 3 と差し替えられます。その訂正票の内容が WES 9801:2025 のどこに反映されているかというのは、次の 3箇所の下線部となります。1箇所目は別添 13 ページ 11 の箇条 6 表 1 第 9 条第 6 号および第 10 条第 1 号（耐圧性能及び強度）の A7.1.4 耐圧性能及び強度、2 箇所目は別添 13 ページ 14 の A4.3.3.2 c) の非破壊検査箇所は、使用環境、目視検査、過去の検査結果などをもとに選定する、3 箇所目は別添 13 ページ 29 の解説 4.2.7.2 b) 2) API 規格に基づき、検査の実施者について資格要件を規定した。また、目視検査など、公的資格制度 (JIS Z 2305) のない検査の実施者も含め、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者として資格要件を定め、検査の施工品質を確保することを規定した。いずれの内容も当委員会における WES 9801:2024 の審議結果を反映するために訂正票として発行されたものですが、今般、それらの内容が WES 9801:2025 に反映されたということでございます。なお、別添 13 は WES 9801:2025 の規格本文が添付された資料であり、ご質問への回答として WES 9801:2024 の訂正票の内容が WES 9801:2025 のどの部分（何ページ）に反映されているかを示しております。また、別添 3 が修正されますので、技術評価書の修正も有りとなります。何かご質問やご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは 9 番目の技術評価の要件 2 項と 3 項について、「確認内容欄に引用している別添 6-2 の資料名称が異なります。（揃えるのが良いのでは）確認内容欄に引用している別添 6-2 は、WES 9801（2025 年 7 月 1 日改正）と KHKS を比較しているとの理解ですので、2025 年 7 月版との比較であることがわかるようなタイトルにしてはどうでしょうか。」というご意見を木下委員からいただきました。技術評価書に記載している別添 6-1 とか 6-2 あるいは 13 および 14 というのは、そもそも今回の評価申請の際に申請団体が名称を設定して、それを用いて委員会としてこのように要件を満たすあるいは満たさないと判断しましたということなのですが、事務局にて申請団体から提出された名称を一部補足して記載してしまったことで、資料名称にばらつきが有るとのご意見に至ったものと考えます。本来の趣旨としましては、そもそも申請団体の名称に合わせるべきであり、そうしなければ引用先との齟齬が生まれかねませんので、あくまでも申請団体から提出された名称を記載するのが宜しいということで、回答内容としましては、「技術評価書の 2. 項と 3. 項に記載している別添 6-1、6-2、13 および 14 の資料名称は、申請団体から提出された添付資料 5 の申請対象となる民間規格を含む詳細説明資料に記載されている資料名称に整合させるべきであり、また、これら資料名称にある WES 9801 が WES 9801:2025 を指していることは資料内容から明白であるため、技術評価の要件 3. 項に記載していた WES 9801:2025 は WES 9801 へ統一します。」とすることで、ご質問の資料名称が統一されていないことへの対応とさせていただきたいと思います。従いまして、技術評価書は“2025” の記載が削除されますので修正が有ります。よろしいでしょうか。

特に無ければ、最後 10 番目の附属書 1 の項目 6 について、「評価欄に別添 16 とあるが、別添 10 の誤り（誤字）では。」と木下委員からご指摘がありました。ご指摘の通り、誤字であるため、別添 16 を別添 10 へ修正いたしますので、技術評価書が修正されるということになります。

以上、事前に皆様からいただいたコメントへの対応内容となります、こここの段階で技術評

価書に一部修正される部分がございましたので、それについて説明させていただきます。本日承認されれば、パブリックコメントの手続きに移行するということになりますが、まず、技術評価書本文にある要件 3 項の別添 6-2、13 および 14 の名称に事務局の方で追記していた“:2025”を削除させていただきます。附属書 1 の項目 4 の評価にある別添 7 に関する記載を赤字のとおり修正します。最後、附属書 1 の項目 6 の別添 16 を 10 に修正いたします。これで、技術評価書に関する委員からの 10 件のご質問に対する対応となります。

事前にいただいた質問は以上となりますが、本日、申請団体様からのご説明もありましたし、もし追加の質問があれば委員の方から表明していただいてもよろしいと思いますが、如何でしょうか。

(菅田委員長) 委員の方から事前のレビュー以降に気付いたこととか、今日、説明がありましたので、それについて何かご質問とかご意見があればお願いします。

(安部委員) 今回、WES 9801 が 2025 になりますよということで、参照されるのは WES 9802:2025 になると思いますが、先ほどもありましたように 2024 も残っているということで、実際に運用されるときは、WES 9801 を使っていくときには、WES 9801 と 9802 の 2024 と 2025 の両方を置いておいて見ていくということになるのでしょうか。それとも、WES 9801 や 9802 の 2024 は見なくて良いということになるのか。もう一つは、2025 を適用するということになりますけれども、2024 を適用することに移行というか前の版を使うことに何かあるのか。

(事務局) 事務局の理解としましては、WES 9801:2024 は当委員会が評価・承認した規格として公開されております。その公開は、規格本文の全文が利用出来るように、また併せて解釈 Q&A と訂正票も公開された状態になっています。これは少なくとも 5 年間は維持しようと。5 年以内には規格が改正される必要がありますが、少なくとも 5 年間は公開すると考えております。ただし、今般 2024 が 2025 に改正されたということで、5 年以内に改正されたので 2024 をまるっきり廃止していいのかということには、今は多分出来ないだろうと。なぜならば、実際にそのようなことがあるかどうかは置いておいて、仮定の話ですけれども、例えば 2024 をある A 認定事業者様が自らの保安検査の方法として定めて必要な届出等を実施されていれば、こちらが急に 2025 に変えたからといって、すぐには対応できないはずなので、一定期間は公開義務が有るだろうと理解しております。ですので、まず 2024 は 2025 が発行されたらいきなり無くなるとか無効になるとか、そういうものではなく、最終的には事業者の方で切り替えるまでは 2024 は使われることになるだろうと認識しております。2025 を運用するにあたって、2024 をどのように利用するのかというと、WES 9801:2025 の解説内容を見ますと、2024 制定時の解説なども盛り込まれていますし、WES 9801:2025 を使う事業者様が仮に WES 9801:2024 を全く知らなくても使える独立した規格になっており、古い 2024 を引用しているところは無かったと思いますので、WES 9801 と 9802 はそれぞれ 2025 を引用し合っていると理解しています。事務局から答えられるのは以上ですが、申請団体様の方から補足をお願いできればと思います。

(増子主査) 補足します。規格自体は、2025 の本文からは全て 2025 を引用しています。ちょっと判り難くい記載になってしまったのですが、制定した時の解説の部分だけに制定時に 2024 を引

用したと記載しているだけですので、2025は全て2025を引用する内容になっております。回答になっていますでしょうか。

(事務局) 安部委員、事務局の回答と益子主査の補足について、不明点があればお願ひします。

(安部委員) 2つ目の質問については理解しました。先ほど、事務局からコメントいただいたように2024は使うことは出来ますというところで、2025が発行された後にいつまで使えるのかということが気になるところで、そこは事業者の判断に任せることになるのか、どこかで強制的というか期限が決められるのか。先ほど5年間という話もありましたけれども、5年後までには変えなければならないのか、その塩梅については理解したいと思います。

(事務局) 例えば、保安検査の方法として告示で発効されているものは、発効された後、旧版の取り扱いというのは、運用方法が別途定められていると思います。先日、KHKS 0850が2017から2024に告示で定める保安検査の方法が変わっていますが、一定程度の期間は事業者さんも準備期間として必要かと思いますので、ある程度のタイムラグは許されるのだと思います。一方、我々の方は民間規格評価機関として2024をいつまで維持しなければいけないのかということになりますと、なるべく早い時期に2025に移行していただくのが宜しいのですが、先ほど申しましたとおり5年間は維持しておくべきかと思います。2025が発効された瞬間に2024は無くして良いじゃないかという考え方もあるかもしれません、この辺りについて規則では定められていません。我々が評価した規格が5年以内に改正されていることを確認する必要があることは、経産省の内規でも定められており、当委員会の規定となっています。今回のように、1年後に改正されたので、1年前の旧規格をいきなり無しにするというのも、運用上の不都合が発生する可能性が有ると思いますので、5年を線引きにして、5年以上経過したものは我々の方から見えないようにするというのが、その頃には旧規格も実質的に2024も無効となっているでしょうから、少なくとも5年間は2024を公開し続けて、5年経過したらリストから除外するというのが良いと思います。そうしますと、改正版が5年間で複数公開されることも有り得ることになりますが、それもやむを得ないと思います。

(安部委員) 私は圧力容器の製造者ですが、圧力容器の場合、契約した時の最新版の規格でやっていのすけれども、その後に製造中に改正が有ってもそれは適用しないということになっていて、契約当時の最新版で製造することになります。今回の場合は検査なので、検査をやり始めた時の最新版、例えば、2024年度は今の状態で検査すると、次回検査する時は2025が出ているので、先ほどの私の考え方からすると、もしかしたら2025になっちゃうのかなと思ったのですね。そのところの適用の仕方をはっきりすれば、皆さんや私自身も明確になるのかなと思います。

(事務局) 私の判る範囲で言いますと、保安検査の方法はA認定事業者様が然るべき届出・申請して、それで認められて、例えばWES 9801の何年版で保安検査を実施しますよと監督官庁に自ら届け出て、それで運用されるのだと思います。そのタイミングというのは、こちらでコントロールする訳にはいかないので、規格の年式が進めば、当然より良い規格になっていくものと思いますので、なるべく早めに切り替えようと思ってくれるとは思いますが、そのタイミングが5年や改正の周期に上手くはまるかどうかは、我々はコントロールしきれないところではな

いか。一方で、旧い規格が全く見られなくなつて良いのかというのには気になるところではあるので、例えば、5年以内に改正された規格は見られなくても良いという理解は出来ると思うが、逆に残しておいても悪いということではないのではないか。仮に、保安検査の方法を旧い規格のまま変えない事業者がいたとしても、保安検査の方法をチョイスするのは当委員会の役割ではなく推奨することも出来ないので、最終的には事業者の判断と責任により採用しているということであると考える。冒頭にもありました、法に関わるところは法に則って届出等をしっかりとやりなさい、法の手続きはこの規格とは別次元になりますので、旧版だからといって規格の内容が法に抵触するということは考えにくいと思います。

(牟田室長) 法の話になりましたので経産省の方から補足をさせていただきますと、今回の民間規格評価機関では規格の妥当性を確認いただくことになっておりますので、もし仮に例えば、2024を使っていて事故等が起こって欠陥が見つかったと、これはもう使わないようにしようというのをもし評価委員会の方でやれば、それは評価委員会で妥当性が認められてないものと位置付けられると思います。そういう訳ではなく、今回新たに追加して妥当性を確認するということであれば、制度としては従来のものも活きてていますし、新しい2025も活きているというのが制度的な位置付けだと思っております。先ほど国の保安検査告示について少し言及がありましたが、9月1日付けで保安検査告示を新しいKHSを引用するように改正いたしました。これについては、新しいものに変えていただくという改正をしたのですが、事業者さんの様々な書類手続きで、従来のものをその書類に書かれているという場合も多くあるかと思ってございまして、そういうものを書き直していただく必要が生じます。書き直す手続きに一定程度時間が掛かると考えていますので、保安検査告示の附則という形で1年間の経過措置ですね、9月1日に新しいものを有効にしましたが、来年の9月1日までは旧いものを使っていても良いですよ、という形の告示としてございます。こういった1年間の猶予期間を設けるのか、あるいは先ほど下田さんの方から仰っていたような5年間を有効するのか、というのは規格それぞれだと思いますので、それを何ら制度上は縛っているものではないというふうにこちらの方は考えているところです。補足という点では以上でございます。

(事務局) 安部委員からのご質問に答えるとすれば、現時点では必ずしも決まっていないというのが1番目のご質問への答えになろうかと思います。今後、我々の評価した規格の有効期限を設定するにあたり、規則にある改正期限の5年というのは旧いものよりは新しいものの方が望ましいという理念が背景にあると思われるので、明文化されていませんけれども、事務局としては事実上の有効期限と解釈していますが、今後、委員会にて議論していただきたいと思います。今日結論を出すのは規則等の改正も必要かもしれませんので、どうしましょうか。今日の2025の審査自体に問題は無く、2024の扱いがどうなるかということですが、2024しか承認された規格は無く、未だ2025が承認されていないうちに2024が良いか悪いかを議論する必要はないと思います。また、先ほど牟田室長からもご意見いただきましたけれども、KHSの告示の方では1年間の猶予期間を認めていることもありますので、今日決める必要は無いと思います。従いまして、5年以上経過した規格の有効性あるいは5年以内に改正された旧版の扱いについては、別途議論した方が良いと考えますので、別の委員会で審議するということでいかがでし

ようか。

(菅田委員長) その方が良いと思います。

(事務局) 安部委員、よろしいでしょうか。

(安部委員) この委員会で期限を決めることではないということ、2025 が成立しそうだというところは理解しました。一方で、先ほど言われたような運用については、我々は知っておいた方が良いと思うので、この委員会でなくとも良いが、運用については明確にしていただけたら助かると思いました。

(事務局) 規則や要領の改正は当委員会での承認が必要となりますが、今日問題提起いただきましたことは、今後、当委員会として民間規格評価機関の設立の狙い等も踏まえて、旧くなった民間規格をどう扱うか、別途議論していただきたいと思います。先ほど、1年間の猶予ということもありましたので、2025 が承認されてから1年以内には、こういう話の方向性を定めておく必要があると思いますので、そう遠くない時期に改めて議論させていただければと存じます。

(安部委員) 承知しました。ありがとうございました。

(菅田委員長) その他、ご意見やご質問等はございますか。それでは技術評価書（案）につきましては、提案が有った訂正をしたうえで認めることで決定したいと思います。ありがとうございました。

## 5. パブリックコメント公募案【審議】

(菅田委員長) それでは5番目の議題のパブリックコメント公募案ということで、ご審議をお願いいたします。

(事務局) 技術評価書が一部修正のうえ承認されたので、規則に沿ってパブリックコメントに諮ることになります。パブリックコメントの意見募集の内容について、ご審議いただくものであります。日付は事務局での作業の都合により、流動的ですが9月中の日付とさせていただきたいと思います。案について概要を説明させていただきます。設備技術規格評価委員会では、コンビナート等保安規則に基づく保安検査の方法としての民間規格を評価しました。以下の内容をご確認いただき、本件についてご意見のある方は理由を付して文書にてご提出ください、ということで、パブリックコメントは当委員会のホームページの方で広告いたします。意見募集対象となる民間規格はWES 9801:2025でございます。民間規格の概要ということで、事務局の方でいくつかポイントをピックアップしています。まず、作成団体は日本溶接協会の圧力設備ステナブル保安部会規格原案作成委員会です。2番目は民間規格の策定趣旨ということで、API及びASME規格の維持管理手法について保安検査基準として適用するために技術的な整理を進め、次のa)及びb)について、WES 9801:2024（初版）に反映するとともに、一部補足事項を追記した。これは、先ほど民間規格の申請団体から説明のとおり、a)当て板溶接補修とb)安全弁の検査方法について大きな変更・改正が有りましたということです。また、参考として初版制定時の趣旨も記載しています。民間規格の規定内容については、一番大事な高圧ガス保安法の省令等との整合は対応関係が箇条6の表1に示されていますので法令を満足したものになっており、具体的な保安検査の方法は附属書Aに規定している、と記載しています。このパブリ

ックコメントの趣旨は、民間規格作成団体で策定された民間規格をどのように評価したかということでございますので、技術評価書および関連資料、この関連資料の中に規格本文も網羅している格好になりますが、この技術評価書を重点的に確認していただきたいということになります。募集期間は、9月中のどこかの日付から30日間を設定させていただきたいと思います。意見提出方法は、事務局の方に、ここにリンクで貼り付けておく意見記入様式に必要事項を記載のうえ、以下のいずれかの方法、FAX、郵送、電子メールでお願いします、ということになります。民間規格の承認予定は未定ですが、今後の流れとしては、このパブリックコメントの後、もし必要な対応があれば設備技術規格評価委員会でもう一回審議いたします。その後、プロセス評価委員会の全体評価に諮った後、この規格が承認されることになります、と書いています。注意事項は、一般的な話を書いてありますが、個別の回答はしません、纏めていただいた意見全てを公開いたします、個人情報は基本的には他の目的で使うことは無いですが、場合によっては、これは皆さんと相談してということになると思うが公開することもあるかもしれません、そうしないと質問の意図が判らないというようなことが、もし有ればということです。匿名では困りますので、どなたがどのような立場でコメントされたのかを判るようにしてください、ということがあります。参考までに、前回、昨年度の2024の時と基本的に内容はえておりません。私からの説明は以上でございます。

(菅田委員長) パブリックコメントの案につきまして、ご意見のある方がおられましたらお願ひします。

(安部委員) 中身とは直接関係ないのですけれども、2枚目の最後の方で「御意見」という言葉について、「御」がひらがなだったり漢字だったりしている。もう一つは、「公表」と「公開」という言葉を使われているのですけれど使い分けをしているのでしょうか。また、同じようなことを何回も出てくるのですけれども、表現が「寄せられた意見」だったり、「お寄せいただいた意見」だったり、同じことを違う言葉で言っているので判りにくい感じがしました。

(事務局) まず、「御意見」の「御」は、ひらがなに統一させていただきたいと思います。7. 注意事項の(1)と(2)は「公表」で、(3)は「公開」になっていますけれども、明確な信念があるということではありませんが「公表」でよろしいでしょうか。

(菅田委員長) 調べてみたところ、「公表」は事実や結果などを広く世間に知らしめる行為全般を指し、公表の対象や方法に限定はありませんが、「公開」は情報や作品などを一般に広く開放し、見せたり利用させたりする行為を指します。しいて言えば、氏名等は情報だとすれば「公開」が妥当なのかもしれない。

(事務局) 委員長からは、「公開」が妥当ではないかというご意見でしたけれども、「公開」に統一させてもらひでよろしいでしょうか。反対が無いようですので、「公開」に統一させていただきます。

(安部委員) 6. 民間規格の承認予定日では「寄せられた御意見」、7. 注意事項(1)では「お寄せいただいた御意見」、(2)では「いただいたご意見」とあるが、1つの言葉に統一しても良いのではないか。

(事務局) では、「いただいたご意見」に統一します。

(小島委員) 決まりかかったところで申し訳ありませんが、氏名および所属に関しては「開示」ではないでしょうか。意見は「公開」する、氏名や所属というのは皆に知らせることが目的ではないので「開示」する、この2種類で良いのではないでしょうか。意見を「開示」するというのはおかしいと思うので、「公開」と「開示」という気がします。もしくは「公開」の一本するかのどちらかと思います。

(事務局) 今のご意見は、意見は「公開」で良いが、所属団体や氏名等は「開示」ということでよろしいでしょうか。

(菅田委員長) 「開示」は情報や文章を「開示」するという意味があるので、情報を「開示」するという意味では人の名前等も情報なのでそれで良いのではないでしょうか。

(事務局) それでは小島委員のご意見のとおり、氏名や所属団体等は「開示」、意見については「公開」と事務局にて修正させていただくことで、承認いただけたものとすることによろしいでしょうか。

(菅田委員長) パブリックコメントの公募案については修正したうえで、ご承認いただいたものとします。ありがとうございました。

## 6. 規則、要領の改正【審議】

(菅田委員長) それでは6番目ということで、規則、要領の改正をよろしくお願ひいたします。

(事務局) 皆様には事前に確認していただいて、コメントもいただいておりますが、今回、規則、情報公開等に係る要領および異議等申立対応要領の改正を行いたいということです。いずれも、誤字、脱字レベルの改正でございますので、最後に審議しておりますけれども、本日の審議には特段の影響を及ぼさないものということで、このような審議の順番にしております。

まず、規則ですけれども、第13条の第「3.項」と現状記載されていますが、「2.項」が正しいです。オリジナルのものを確認して、途中で「2.項」の内容が抜けたものではないことを確認しておりますので、3と2の誤字ということになります。

続きまして、情報公開等に係る要領の3項(2)のd.項の文章の最後に句読点「。」が無いので、「。」を付ける改正を行いたいと思います。

最後ですけれども、異議等申立対応要領 第3章の審議委員会の件に関する記述です。11.項の後段にある「…により、書面による審議を行うことができる。」は、「きる」の前に「で」が抜けていますので、脱字の修正を行うものです。

なお、今回の3件の改正にあたり、事務局にて他の要領、規則類についても同様な誤字、脱字の有無を改めて確認したところ、他には見当たりませんでした。

(菅田委員長) 規則と要領の改正3件の説明がありましたけれども、特に大きな改正ではないとおもいますけれども、よろしいでしょうか。それでは、この3件の改正については認めるということにします。

## 7. 連絡事項

(菅田委員長) それでは、議事の7番目の連絡事項ということで何かあればお願ひします。

(事務局) まず、先ほどの審議のところで出ました、評価・承認した民間規格の改正により、旧い版となったものの取り扱いについて別途審議するということで、本委員会が次回開催されるのは現時点では確定できませんが、次回委員会の時にはこの議案を事務局が忘れずに上程するということで進めさせていただければと思います。どんなに遅くとも年度始めには事業計画等を規則に従って実施しなければなりませんので、来年4月ないしは5月の委員会の議事としたいと思っております。

今後の大まかなスケジュールを言いますと、これからパブリックコメントの手続きに入ります。10月下旬くらいまでは時間を要します。その後、プロセス評価委員会を11月から12月に開催する方向で調整して全体評価を行います。そのような中で正式に評価されるのは、早くも年末、もし時間が掛かれば年を明けるということになります。そこで新たな規格が承認され、そこから1年以内に旧い版について決めておかなければいけないと考えますが、来年4月か5月に審議することで了承いただければと思いますが、如何でしょうか。

(小島委員) パブリックコメントで特に大きな質問や意見が無ければ、今のような進め方で問題ないと思いますが、もし出た場合に、この設備技術規格評価委員会として、それを審議するような会合を持つ必要があるのでしょうか、それとも書面で行うということになるのでしょうか。

(事務局) その内容にもよりますが、まずは委員長、副委員長および幹事の皆様と事前に相談させていただき、委員会を開催すべきだということになれば開催します。先ほどの安部委員からの問題提起の内容は書面審議のレベルではなくて、書面審議というのは、今日の一部の項目について審議を尽くせなかった場合の手続きとして有効だと思いますが、まるっきり新しい議題を書面審議で取り扱うことは委員会を開催して対面で審議する意義も薄れてしまうと思います。事務局の理解は、もしも大きく評価内容を変えないといけない時に、設備技術規格評価委員会を再度開催しなければならないということになれば、先ほどの議題も盛り込めば良いと思います。このような回答でよろしいでしょうか。

(小島委員) はい。

(菅田委員長) 連絡事項はそれで終わりでしょうか。

(事務局) 事務局からは以上です。

(菅田委員長) こちらで用意した議題は以上ですけども、委員の先生方から何か今日の審議を含めてご意見等がありましたらよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。それでは、以上で第5回の設備技術規格評価委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上